

## 「指定通所介護」重要事項説明書

さくら荘 通所介護事業  
宮山公園福祉センター さくら荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(茨城県指定 第77-1号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 事故発生時の対応について.....	5
7. 苦情の受付について.....	6
8. 非常災害対策.....	6

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 明康会
- (2) 法人所在地 茨城県筑西市海老ヶ島 1999
- (3) 電話番号 0296-52-5711
- (4) 代表者氏名 理事長 酒井 俊忠
- (5) 設立年月 平成3年1月17日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成20年7月1日指定

茨城県 77-1号

(2) 事業所の目的 社会福祉法人 明康会が開設するさくら荘指定通所介護事業所（以下指定事業所という）が行う、指定通所介護事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護福祉士、又通所介護員の研修の修了者（以下通所介護の介護員等）が要介護状態、又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供すること。

(3) 事業所の名称 宮山公園福祉センター さくら荘 通所介護事業

(4) 事業所の所在地 茨城県筑西市宮山 381-1

(5) 電話番号 0296-52-8885

(6) 事業所長（管理者）氏名 酒井 俊忠

(7) 当事業所の運営方針 指定居宅サービスに該当する、通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な、日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設年月 平成 20 年 7 月 1 日

(9) 利用定員 40人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 筑西市、つくば市、桜川市、下妻市、八千代町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜			
受付時間	月～金	8:30～17:30	祝日	8:30～17:30
サービス提供時間	月～金	9:00～16:00	祝日	9:00～16:00

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	名
2. 介護職員	5名	名
3. 生活相談員	1名	名
4. 看護職員（兼務）	2名	名
5. 機能訓練指導員（兼務）	2名	名

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30
3. 機能訓練指導員	勤務時間：8：30～17：30

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常8～9割）が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

12：00～12：30

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### 〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

〔通常規模型〕

介護度 サービス利用料金	1 6,580	2 7,770	3 9,000	4 10,230	5 11,480
給付される金額	5,922	6,993	8,100	9,207	10,332
自己負担額					
1割	658	777	900	1,023	1,148
2割	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296
3割	1,974	2,331	2,700	3,069	3,444

上記の通所介護費の他に、入浴介助加算+介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

40 9.0%

+ 地域区分 7級地(単位) 10.14円

サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位) 通所介護送迎減算 ▲47単位/片道を負担していただきます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照) \*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料他の提供(食材料費・レクリエーション・クラブ他)

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金:1回あたり600円

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

③利用に当たって別途利用料金をご負担頂く費用(実費)

レクリエーション・創作活動費に使用する材料等の実費相当額相当額

ドライブ活動費に要する実費相当額

抗原検査に要する実費相当額

※上記は、介護保険の給付対象とならない為、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担頂きます。

④通常の実施区域以外への送迎

通常の実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと事業所との間の送迎費用として、下記料金を頂くことがあります。

事業所から片道	10Km	無料
〃	10Km以上 20Km未満	500 円
〃	20Km以上 1Km 超える毎	20 円加算

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 7 条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有	無
直近の実施年月日		
評価期間の名称		
評価結果の開示	有	無

## 7. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 小貫 真樹

【職名】 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

筑西市 介護保険課	所在地：〒308-8616 筑西市丙360番地 電話番号：0296-24-2111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
桜川市 介護保険課	所在地：〒309-1292 桜川市岩瀬64-2 電話番号：0296-75-3111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
下妻市 介護保険課	所在地：〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話番号：0296-43-2111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
つくば市 介護保険課	所在地：〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1 電話番号：029-883-1111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
八千代町 介護保険課	所在地：〒300-3592 結城郡八千代町大字菅谷1170 電話番号：0296-48-1111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地：〒310-0852 水戸市笠原町978-26 電話番号：029-301-1565・1579 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
茨城県社会福祉協議会	所在地：〒310-0851 水戸市千波町1918 電話番号：029-241-8529 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

## 8. 非常災害対策

非常災害に対しては利用者の安全確保のため、次の事項について遵守します。

- ① 管理者は災害防止計画を策定し、随時訓練を行います。
- ② 防火管理者の設置
- ③ 計画に基づき、利用者の誘導及び非常事態の説明他利用者に恐怖感を与えないよう努めます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

宮山公園福祉センター さくら荘 通所介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 小貫 真樹 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに家族の情報をを用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報を含め、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元保証人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(契約者との続柄 \_\_\_\_\_)

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 1226.5 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境 静かな環境、日当たり良好 眺望良好

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

40名の利用者に対して5名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

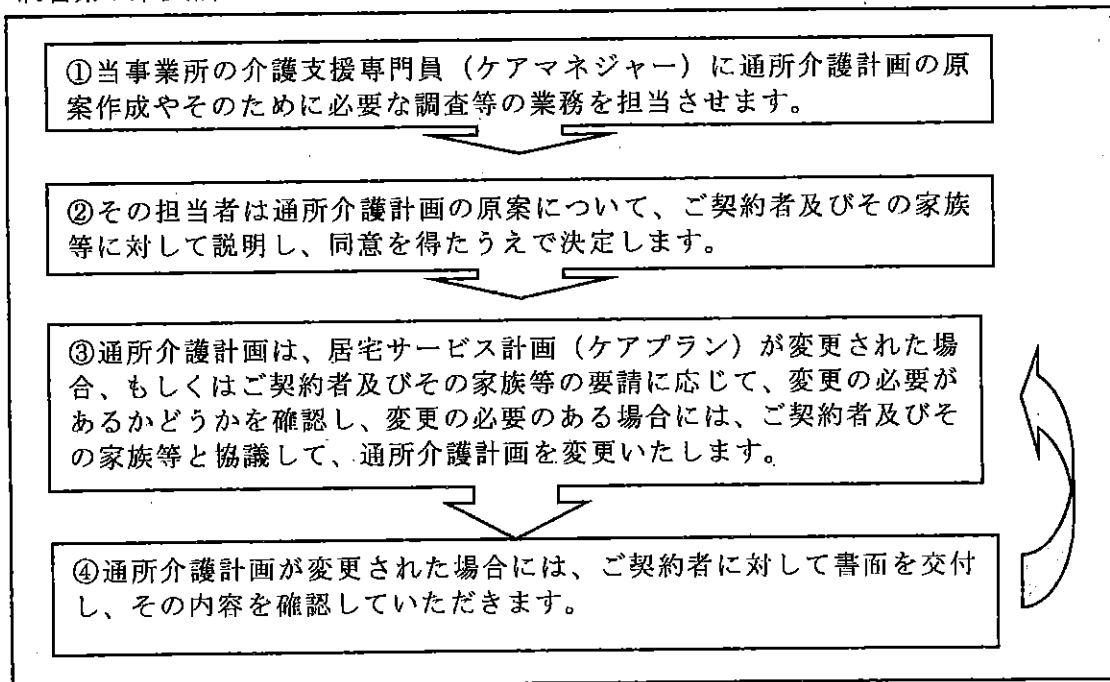
1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

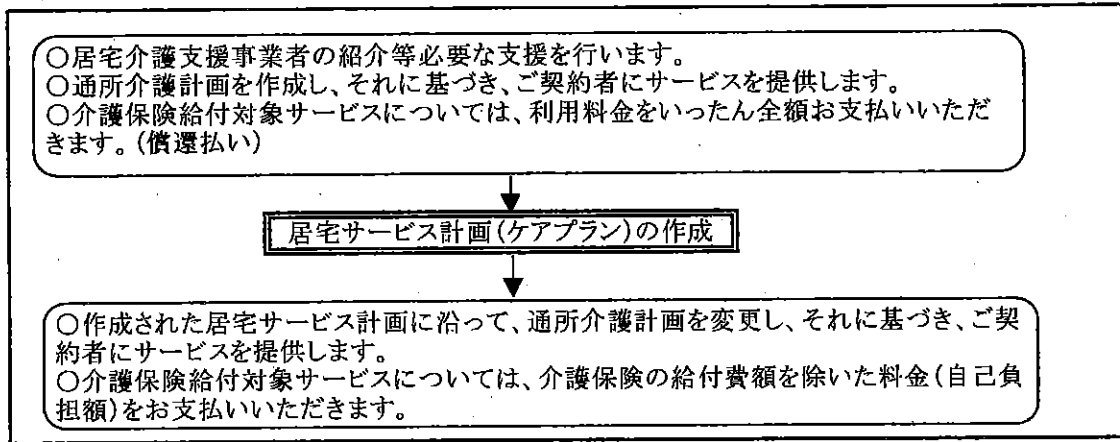
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



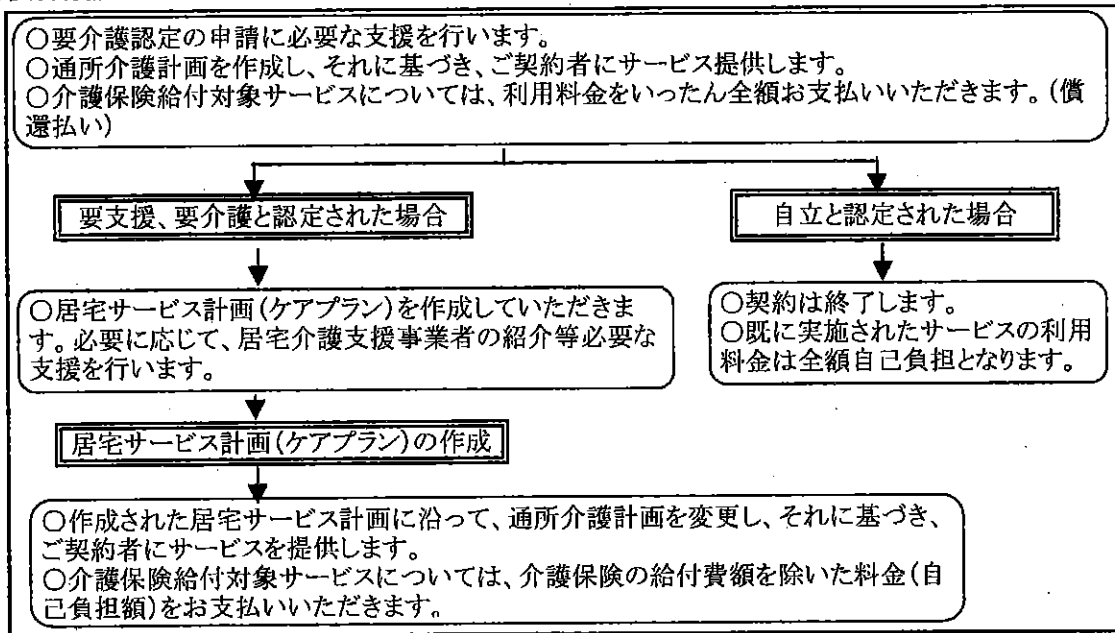


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### （1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### （2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和保険
保険名	介護保険、社会福祉事業者総合保険証券
保障の概要	事故対応費用、対人見舞費用

## 7. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、居宅サービスを作成した居宅サービス事業所等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

## 8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

# 宮山公園福祉センターさくら荘通所介護事業所（第1号通所事業）

## 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 明康会
- (2) 法人所在地 茨城県筑西市海老ヶ島1999
- (3) 電話番号 0296-52-5711
- (4) 代表者氏名 理事長 酒井 俊忠

- (5) 設立年月日 平成3年1月17日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防通所介護事業所  
平成20年7月1日指定 茨城県77-2号

#### (2) 事業所の目的

社会福祉法人明康会が開設する宮山公園福祉センターさくら荘指定通所介護事業所（以下指定事業所という）が行う、介護予防通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、又通所介護施設において介護予防の提供に当たる従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 宮山公園福祉センターさくら荘通所介護事業所
- (4) 事業所の所在地 茨城県筑西市宮山381-1 電話 0296-52-8885
- (5) 事業所管理者 氏名 酒井 俊忠

#### (6) 当事業所の運営方針

指定居宅サービスに該当する、通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な、日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- (7) 開設年月日 平成20年7月1日
- (8) 通常の事業の実施地域 筑西市・つくば市・桜川市・下妻市・八千代町

(9) 営業日及び営業時間等

営業日	月～金
営業時間	月～金 9:00～16:00 祝日 9:00～16:00
受付時間	月～金 8:30～17:30 祝日 8:30～17:30

(10) 利用定員 40人

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護予防サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 1 管理者 1名 (事業所長)
- 2 生活相談員 1名
- 3 介護職員 5名以上
- 4 看護職員 2名 (1名兼務)
- 5 機能訓練指導員 2名 (1名兼務)

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) (別紙利用料金表参照)

- ①入浴、排泄、食事等の支援、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、利用料金の大部分 (通常8～9割) が介護保険から給付されます。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

☆当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。

#### ①生活機能向上グループ活動加算

集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

<サービスの利用頻度>

☆利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

#### (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条参照) (別紙利用料金表参照)

- ①介護予防サービス計画及び介護予防居宅サービス計画に基づくサービスとは別に、利用者又はその家族がサービスの提供を求める場合は、事業者は利用者又はその家族との合意に基づいて提供された介護予防通所介護サービスの費用

## ②食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり600円

## ③利用に当たって別途利用料金をご負担頂く費用（実費）

レクリエーション・創作活動に使用する材料等の実費相当額

ライブ活動に要する実費相当額

抗原検査に要する実費相当額

※上記は、介護保険の給付対象とならない為、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担頂きます。

## ④通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、下記料金を頂くことがあります。

事業所から片道 10km	無料
事業所から片道 10km以上20km未満	500円
事業所から片道 20km以上1km超える毎	20円加算

## ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する可能性があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

- ① 通所介護サービスの利用料金は月額制とします。月の途中から利用を開始、あるいは月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
  - ア 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
  - イ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
  - ウ 同 保険者内での転居等により事業所を変更した場合
- ② 途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- ③ 1か月ごとに計算し、翌月にご請求いたします。  
その都度お支払い下さい。

## (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。  
事業者は、契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防居宅サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日より多かった場合であっても利用料金の日割りでの割引又は増額は致しません。

## 5. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有	無
直近の実施年月日		
評価期間の名称		
評価結果の開示	有	無

## 6. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

## 7. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 小貫 真樹 [職名] 生活相談員
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 (TEL) 0296-52-8885  
(FAX) 0296-52-8883

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

筑西市 介護保険課	所在地：〒308-8616筑西市丙360 電話番号：0296-24-2111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
桜川市 介護保険課	所在地：〒309-1292 桜川市岩瀬64-2 電話番号：0296-75-3111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
下妻市 介護保険課	所在地：〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話番号：0296-43-2111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
つくば市 介護保険課	所在地：〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1 電話番号：029-883-1111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
八千代町 介護保険課	所在地：〒300-3592 結城郡八千代町大字菅谷1170 電話番号：0296-48-1111 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地：〒310-0852水戸市笠原町978-26 電話番号：029-301-1565-1579 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
茨城県社会福祉協議会	所在地：〒310-0851水戸市千波町1918 電話番号：029-241-8529 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15
その他苦情受付機関	所在地： 電話番号： 受付時間：



令和 年 月 日

指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

宮山公園福祉センター さくら荘 介護予防通所介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 小貫 真樹 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で契約者並びに家族の情報をを用いるほか、医療機関、居宅介護支援事業者への情報を含め、指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元保証人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(契約者との続柄 \_\_\_\_\_ )

利 用 料 金 表

令和7年1月1日～

1 基本サービス (1ヶ月)

1. ご契約者の要支援とサービス利用料金	要支援1・ 総合事業対象者 17,980円	要支援2 36,210円
2. 介護保険から給付される金額	16,182円	32,589円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)		
1割	1,798円	3,621円
2割	3,596円	7,242円
3割	5,394円	10,863円

※サービス利用料金は、本人負担分に応じたサービス利用料になります。

2 生活機能向上グループ活動加算 (1ヶ月)

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	1000円
2. 介護保険から送付される金額	900円
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	100円

\*介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 9.0%

地域区分 7級地 1単位(10.14円)

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

要支援1 72単位(72円)

要支援2 144単位(144円)